

決 定 書

1 請求人

住 所 みよし市（略）

氏 名 （略）

2 請求書の提出

令和6（2024）年12月4日

3 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりと解されます。

みよし市は、城山保育園移転新築事業設計・施工・運営一括発注業務（以下「城山保育園一括発注業務」という。）において虚偽公文書を作成するとともに法令違反を繰り返してきた。市が違法行為を行う中で福田組・檸檬会・アキヴィジョン広谷スタジオ共同企業体（以下「福田組等JV」という。）に対し令和6（2024）年5月22日に支払った1650万円は、市が被った損害に相当する。請求人は、監査委員に対し、この損害を補填する必要な措置を講ずるよう市長に勧告することを求める。

4 監査委員の判断

監査委員は、合議により次のとおり判断しました。

(1) 主文

本件請求を却下します。

(2) 理由

本件請求において、請求人は、「みよし市は令和6年5月22日に、城山保育園移転新築事業設計・工事費等事業費の令和5年度分として、福田組等JVに対し1650万円を支払っている。違法行為を行う中で支払った1650万円は、みよし市が被った損害に相当する。」と述べ、財務会計上の行為として、城山保育園移転新築事業設計・工事費等の令和5年度分1650万円（以下「令和5年度分設計・工事費等」という。）の支出を摘示しています。

また、請求人は、違法である理由として、みよし市保育所管理運営法人選定審査会（以下「保育所審査会」という。）の設置目的は、要綱にあるように「指定管理者又は移管法人の選定基準の設定及び選定」であり、建設業者の選定は含まれていない。保育所審査会の招集は、市長でなく会長が行うものであり、かつ書面決議といった決定方法はない。城山保育園移転新築事業をプロポーザルで行うとすれば、みよし市は、プロポーザル審査委員会を設置し、プロポーザル審査要領の制定やプロポーザル実施に係る決定書の作成が必要であるが、いずれも行っていない。市長から保育所審査会への諮問には、「建設業者の選定」といった文言は含まれていない。保育所審査会はプロポーザル審査委員会の役割を代替できない。よって、2月2日の保育所審査会で審議されたみよし市城山保育園一括発注業務募集要項（案）は、虚偽公文書作成である。3月22日作成の決定書で偽りの手法で会議を開催したことは、虚偽公文書作成にあたり、決定事項は全て無効

である。8月3日作成の決定書で審査資格のない保育所審査会の答申に基づき福田組等JVを選定したとすることは、虚偽公文書作成にあたり、係る決定は無効である。城山保育園一括発注業務及び城山保育園移転新築事業設計・工事等の執行伺、仮契約締結伺及び契約締結伺に事務手続違反及び後追いの事務処理がある。城山保育園移転新築事業設計・工事等の契約書及び城山保育園一括発注業務基本契約書に、仮契約を議会議決後に本契約とみなす旨が記されているが、みよし市契約規則に反する。市は、令和5年9月議会に城山保育園移転新築事業設計・工事等11億1540万円の議案及び指定管理者の議案(契約金額の記載なし)を上程したが、これでは15億4400万円と11億1540万円の差額4億2860万円の議会承認を得たとはいえない。城山保育園一括発注業務の随意契約について、市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると述べるが、第2号のどの部分に該当するか示しておらず、随意契約理由書の業者選定の理由欄には「プロポーザル選考等から特定された者であるため」とあるが、市は、プロポーザル審査委員会を設置しておらず、施行令違反であると主張しています。

最高裁の判決は、「(1) 住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている(地方自治法242条2項本文)。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。(2) 公金の支出は、具体的には、支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)及び支出命令がされた上で、支出(狭義の支出)がされることによって行われるものである(地方自治法232条の3、232条の4第1項)。(中略)これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。(中略)以上によれば、支出負担行為、支出命令及び支出については、地方自治法242条2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。」(最高裁平成14年7月16日判決)と判示しています。

監査委員が要件審査のため確認した関係書類及び上記最高裁判決を踏まえ、本件に係る財務会計上の行為は、次の各行為で構成されるものと解されます。

○ 支出負担行為

契約締結(城山保育園移転新築事業設計・工事等) 令和5(2023)年9月29日 ①

○ 支出命令

令和5年度分設計・工事費等の支出命令 ②

○ 支出(狭義の支出)

令和5年度分設計・工事費等の支出 ③

請求人による違法である理由の主張は、①の行為についての違法である理由の摘示であり、請求

人が財務会計上の行為として掲示している③の行為については、違法である理由を掲示していないものと解されます。

①の行為を対象とする請求については、本件請求が令和6（2024）年1月24日にあったことから、①の行為があった日から1年を経過しています。また、請求人から1年を経過したことについての正当な理由の主張はありません。

以上から、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。